

次世代モビリティ導入事業スキーム検討支援業務に係る質問への回答

No.	資料	質問	回答
1	提案書 作成要領	設計共同体による参加は可能でしょうか。参加可能な場合の要件、提出書類等の指定ありますか。	本件は調査委託業務のため、設計共同体での参加は認めていません。なお、業務の再委託については、契約書第5条及び第6条に示しているとおります。
2	提案書 作成要領	提出する企画提案書は表紙を含め12頁以内で作成、とありますが、9. 提案書記載事項のうち、(2)体制・スケジュール、(3)実績 を含めての枚数でしょうか。もしくは、(1)企画提案内容だけを対象とした枚数でしょうか。	企画提案書は、体制・スケジュールや実績を含め、12頁以内となるように作成願います。
3	仕様書	仕様書の「5. 業務内容(3)実証プロジェクトの立案」において、「実際に実証プロジェクトとして実施し」とありますが、本調査に実証プロジェクトを実施するところまで含まれていますでしょうか？もしくは実施・実現性評価をするための実施計画作成までと考えてよろしいでしょうか？	本業務には、実証プロジェクトの実施は含まれません。令和3年度以降の実施に向け、実施計画を作成するものです。
4	仕様書	既往調査結果について、堺市で既に実施済の調査はあるか。あれば、どのような調査内容か開示いただきたい。	既往調査結果は、第5回近畿圏パーソントリップ調査や南区区民評議会における資料などを想定しており、これらの資料は本市ホームページで閲覧可能です。
5	仕様書	実証プロジェクトについて、提案を求められているが、提案段階で地域の交通事業者等とある程度の合意を得たものである必要はあるか。また実施時期に想定はあるか。	提案段階で交通事業者等の合意は必要ありません。また、実証プロジェクトの実施時期は、令和3年度以降です。
6	—	関連する調査として、昨年度には泉北ニュータウンにおける自動運転の社会実験が実施されていると認識しておりますが、提案書作成に当たって、報告書などの閲覧は可能でしょうか？	閲覧は可能です。閲覧を希望する場合は、契約担当課までご連絡ください。